

新潟県条例第8号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
試験、検査等の種類		手数料の算定の単位		試験、検査等の種類		手数料の算定の単位	
1 分析	(略)			1 分析	(略)		
	(3)	ア 機器による定性分析又は定量分析 (ア)～(カ) (略)	(略)		(3)	ア 機器による定性分析又は定量分析 (ア)～(カ) (略)	(略)
		キ) ガスクロマトグラフ質量分析 a～d (略)	(略)			キ) ガスクロマトグラフ質量分析 a～d (略)	(略)
		e MS/M S法による分析の追加	<u>1 試料1測定3</u> <u>親イオンまで</u> <u>1 親イオン増すごとに</u>			e MS/M S法による分析の追加	<u>1 試料1測定1</u> <u>親イオン</u>
		f (略) (ク)～(コ) (略)	(略)			f (略) (ク)～(コ) (略)	(略)
	(略)				(略)		
2 測定	(略)			2 測定	(略)		
	(3)	ア 顕微鏡試験 (ア)～(オ) (略)	(略)		(3)	ア 顕微鏡試験 (ア)～(オ) (略)	(略)
		カ) 電界放出形電子顕微鏡観察 a～c (略)	(略)			カ) 電界放出形電子顕微鏡観察 a～c (略)	(略)
		キ) (略)	(略)			<u>d 試料調整</u> キ) (略)	<u>1 試料1断面</u> (略)
		(略)				(略)	
	エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透過率の測定	(略)			エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透過率の測定	(略)	
	オ 試料調整 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 (イ) 電界放出形電子顕微鏡観察	1 試料1断面 "					
	(略)				(略)		

3 試験	(1)	ア 引張り試験、 圧縮試験、抗折 試験、曲げ試験 又はせん断試験 <u>(ア) 恒温槽を使 用しない場合</u> <u>(イ) 恒温槽を使 用する場合</u>	<u>1 試料</u> //
		(略)	
	(2)	(略)	
	材 料 性 状 試 験	エ 繊維 (ア) (略) (イ) 繊維測定試 験	(略) //
		(ウ)～(ク) (略)	(略)
		(略)	
	(略)		
	(6)	硬さ、密着又は 耐摩耗試験	(略)
	(略)		
	(8)	(略)	
カ 試験中の試料 状態の記録 キ 試料調整		1 回 (略)	
(略)			
(略)			
備考	(略)		

3 試験	(1)	ア 引張り試験、 圧縮試験、抗折 試験、曲げ試験 又はせん断試験	<u>1 試料</u>
		(略)	
	(2)	(略)	
	材 料 性 状 試 験	エ 繊維 (ア) (略) (イ) 繊維測定試 験 <u>a 繊維測定</u> <u>b 繊維むら</u> <u>測定</u>	(略) // //
		(ウ)～(ク) (略)	(略)
		(略)	
		(略)	
	(略)		
	(6)	硬さ、密着、耐 摩耗又は耐薬品性 試験	(略)
	(略)		
(8)	(略)		
	カ 試料調整	(略)	
(略)			
(略)			
備考	(略)		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。